

計 画 期 間
令和8年度～令和12年度

新潟県食肉流通合理化計画

令和8年3月

新 潟 県

1 食肉の流通合理化のための基本構想

(1) 現状

本県における肉畜生産は、肉用牛については、令和7年2月1日現在で飼養戸数164戸（対H28年比約70%）、飼養頭数11,500頭（対H28年比約96%）と戸数は減少しているが、頭数はほぼ維持されている。また、出荷頭数の約34%（令和6年）は県内でと畜され、その大半が県内消費に向けられている。

養豚については、令和6年2月1日※現在、飼養戸数71戸（対H28年比約58%）、子とり用雌豚頭数12,200頭（対H28年比約71%）、飼養頭数は133,400頭（対H28年比約73%）と戸数、頭数ともに減少している。また、出荷頭数の約89%（令和6年）が県内でと畜され、その大半が県内消費に向けられている。（※豚の令和7年2月1日現在のデータは農林業センサス実施年のため、農林水産省畜産統計調査休止）

県内の食肉施設は、市場機能を有する食肉卸売市場は開設されていないことから、食肉センターを集分荷の拠点とした枝肉の相対取引が主流となっている。

また、県内全域が一つの食肉流通圏となっており、この食肉流通圏の中に新潟市食肉センター、長岡食肉センター及びしばたパッカーズ(株)が配置されている。

(2) 今後の肉畜生産・流通

県民の食生活に欠かせない食肉の安定供給のため、近年リスクが高まっている家畜伝染病の発生予防とまん延防止体制に万全を期した上で、生産基盤の強化、県産食肉の認知度向上等により、生産・消費の拡大を進めるとともに、HACCP方式による衛生・飼養管理手法の導入等により食肉の生産・供給における「安全・安心」の取組を強化し、今後の肉畜生産の維持発展を図る。

食肉流通においては、現状の食肉流通体制を維持するとともに、食肉センターの衛生的処理の強化・充実を図ることとする。なお、整備に当たっては、「食肉及び家畜の流通合理化対策要領」（平成6年7月22日付け6畜A第1467号農林水産省畜産局通達）に規定する食肉の流通合理化を図るためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の趣旨に沿って進めるものとする。

2 肉畜の生産体制の現状及び目標

(1) 肉畜の飼養頭数の現状及び目標

区域名	区域の 範囲	現在（令和6年度（令和7年2月1日現在）※）						目標（令和12年度）					
		肉用牛総頭数			豚			肉用牛総頭数			豚		
		頭	肉専用種		乳用種 頭	頭	頭	頭	頭	肉専用種		乳用種 頭	頭
繁殖雌	その他		繁殖雌	その他									
全県 区域	全市 町村	11,500	1,460	4,640	5,400	12,200	107,900	12,700	2,000	5,000	5,700	12,200	107,900

資料：現在数値は農林水産省「畜産統計」、目標数値は新潟県「新潟県酪農・肉用牛生産近代化計画」による。

※ 豚は令和6年度「畜産統計」未実施のため、令和5年度（令和6年2月1日現在）

(2) 肉畜の生産体制の現状及び今後の生産振興の方針

ア 肉用牛

本県の肉用牛経営は、小規模経営が主体で従事者の高齢化、後継者不足等による離農の増加により、飼養戸数は減少傾向にあるが、飼養頭数は横ばいとなっている。

このため引き続き、生産基盤の強化、自給飼料の活用等による生産コストの低減、飼養管理技術の改善や受精卵移植技術の活用等による生産性の向上を推進し、経営体制の強化を図り、高品質な「にいがた和牛」を中心に生産拡大を図る。

イ 養豚

本県の養豚経営は、大規模化した法人経営が生産の大部分を占めているが、小規模経営の離農により、飼養戸数・飼養頭数とも減少傾向にある。

このため、地域畜産クラスターによる担い手の規模拡大等を支援する取組を進めるとともに、飼養・衛生管理の一層の徹底により、生産性の向上を図り、消費者の求める安全・安心な県産豚肉の生産を確保する。

3 食肉センターの設置の現状及び整備目標

(1) 食肉処理施設の設置の現状（令和6年度）

①食肉処理施設の現状

名称	設置 (開設)者	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	1日当たりと畜能力			と畜実績			部分肉 処理実績	
				豚換算	牛	豚	豚換算	牛	豚	牛	豚
新潟市食肉センター	新潟市	H5.4.1	241	1,020	30	900	182,736	810	179,496	3,319	94,735
長岡食肉センター	(株)長岡食肉センター	S51.4.12	244	720	30	600	73,256	1,490	67,296	—	1,684
しばたパッカーズ(株)	しばたパッカーズ(株)	H25.2.1	250	1,000	0	1,000	165,771	0	165,771	—	165,176
計				2,740	60	2,500	421,763	2,300	412,563	3,319	261,595

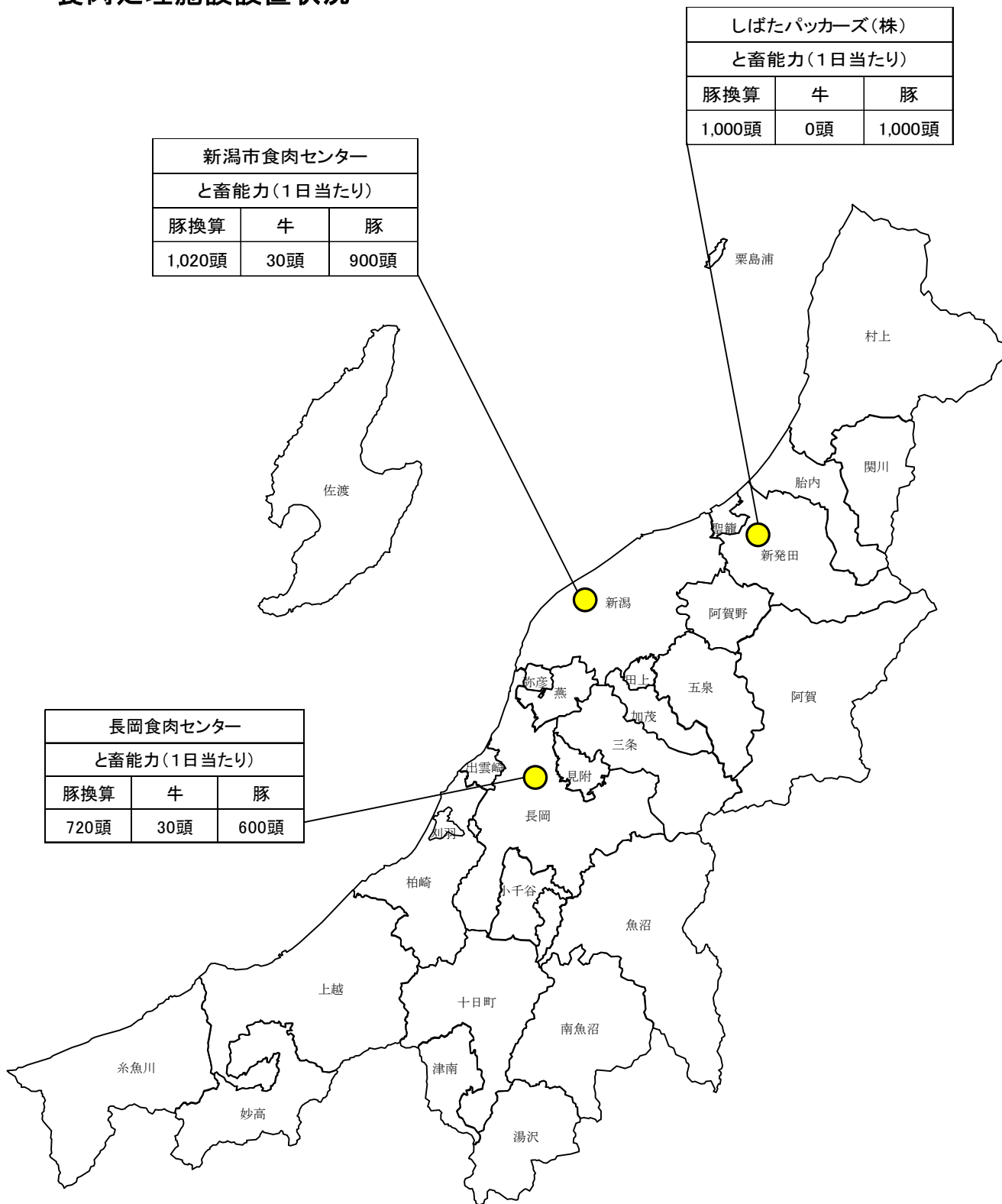
(注)1 食肉処理施設は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定に基づき県知事の許可を受けたものである。

2 と畜実績及び部分肉処理実績については、年間頭数である。

3 豚換算は、牛1頭を豚4頭とする。

4 県内食肉処理施設及び関連施設の概略図は別添のとおりである。

食肉処理施設設置状況



② 食肉処理施設の役割

食肉センターは、消費者に安全で衛生的な食肉を安定的に提供するという重要な役割に加え、枝肉から部分肉処理等の機能を併せ持ち、食肉流通段階における基幹的な役割を担っている。特に、新潟県では食肉センターで処理される食肉の大半が県内消費に向けられていることから、食肉センターは単なる食肉の通過点ではなく、肉畜生産者と消費者を結ぶ接点として、消費者ニーズに対応した食肉を提供する上でも中心的役割を担うことが求められる。

また、肉畜生産の維持を図る上で、廃用家畜のと畜処理は必要不可欠であり、食肉センターが果たすべき役割として適切に対応する必要がある。

(2) 食肉センターの整備目標

県内では、全域を1つの食肉流通圏として、新潟市食肉センター、長岡食肉センター及びしばたパッカーズ(株)が配置されているが、新潟市食肉センター及び長岡食肉センターは、施設の老朽化による修繕費負担の増加など、経営環境が厳しくなっている。

県は、令和7年3月に県内食肉センター設置者（新潟市食肉センター、長岡食肉センターのみ）、生産者、食肉関連事業者、学識経験者等で構成する新潟県食肉センター再編検討委員会の設置を主導し、協議を重ね、検討結果として、令和8年1月に新潟県食肉センター再編基本構想をとりまとめた。

今後は、再編基本構想の更なる具体化議論を進め、令和12年度稼働を目標とする新施設の整備も含めた構想実現により、食肉の安定供給が継続できるよう、新たな食肉流通体制の構築を図る。

あわせて、施設の集約化に伴う搬入環境の変化や施設の高度化を契機として、生産者・産地等への影響や意向を丁寧に把握し、新施設の活用・拡大に向けた調整及び必要な対応について検討を行う。

【新潟県食肉センター再編基本構想】

○ 新たな食肉センターの必要性

県民に安全で新鮮な県産食肉を安定的に供給するとともに、本県畜産の振興に資するため、県内に新しい公益的な食肉センターが必要である。

○ 新たな食肉センターの箇所数

本県における食肉センターの再編は、現有する新潟及び長岡の2施設を1か所に統合するとともに、施設を新設する。

○ 新たな食肉センターの設置・運営主体

新たな食肉センターの設置・運営主体については、食肉センターを利用する食肉事業者、生産者等の出資により新たに設立する株式会社とする。

○ 新たな食肉センターの設置場所

新たな設置場所については、下越・中越地域内で、条件に見合う候補地の中から有識者の意見も踏まえ総合的に判断する。

○ 新たな食肉センターに必要な機能

新たな食肉センターに付与する機能については、本県畜産業の振興や食肉流通に係る多様なニーズに対応するため、輸出機能の付与を前向きに検討するとともに、持続可能な経営のため、収益性の高い加工部門を取り込むこととする。

4 食肉センターに対する肉畜の出荷の現状及び目標

(1) 肉用牛

区域名	区分	現在（令和6年）				目標（令和12年）			
		出荷頭数A	出荷先		B/A	出荷頭数A	出荷先		B/A
			県内食肉処理施設B	県外			県内食肉処理施設B	県外	
全県区域	肥育牛	6,367	2,168	4,199	34	6,700	3,000	3,700	45

資料：現在数値の出荷頭数は農林水産省「畜産物流通調査」による。

(2) 肉豚

区域名	区分	現在（令和6年）				目標（令和12年）			
		出荷頭数A	出荷先		B/A	出荷頭数A	出荷先		B/A
			県内食肉処理施設B	県外			県内食肉処理施設B	県外	
全県区域	肥育豚	301,349	268,201	33,148	89	302,000	272,000	30,000	90

資料：現在数値の出荷頭数は新潟県「家畜生産実態調査」による。

(3) 出荷体制の現状と目標

本県の出荷頭数のうち、肉用牛については約 34%（令和 6 年）、肉豚については約 89%（令和 6 年）が県内食肉処理施設へ出荷されている。一方、県外への移出は、肉用牛は茨城県、東京都など約 66%（令和 6 年）が生体で出荷され、肉豚は、近隣である長野県、富山県などに約 11%（令和 6 年）が出荷されている。

今後も、肉畜の生産基盤を強化するとともに、食肉センターの再編検討を進める中で県外に出荷する肉畜生産者等に対し、県内食肉センターの利用促進を図り、稼働率の向上を推進する。

5 食肉の取引及び販売の改善策

県内には市場機能を有する食肉卸売市場は開設されていないため、相対取引による枝肉流通となっている。市場機能の導入は、食肉の適正な取引、価格形成等において有利性があるとも考えられることから、今後の検討事項とする。

食肉の販売については、肉畜全般では「高品質かつ安全・安心」な県産食肉の安定した供給と併せて食品製造工程における安全衛生管理やトレーサビリティの徹底とその拡充を推進し、消費者の信頼と安全を確保することにより消費拡大に努める。また、和牛については「にいがた和牛」のブランド力を強化することにより、販売促進を図ることとする。

6 他の施設との関連性

新潟県においては、県下一円を集荷範囲とする中心市場として新潟県家畜商協同組合中央家畜市場が開設されている他、主に子牛を取り扱う市場として、JA全農にいがた素牛市場及び高千家畜市場が開設されている。これらの家畜市場における家畜流通の円滑化を通して、肉用牛の振興にもつなげていく。

7 県食肉流通合理化計画期間等について

計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までとする。ただし、期間内に食肉センター再編の検討状況や施設運営形態の変更など状況変化により、食肉流通体制や施設運営のあり方について見直しが必要となることも想定される。このため、県は施設の運営状況等について定期的に把握するとともに、必要に応じて、県が中心となり関係機関・団体等と事前調整や協議を行った上で、県食肉流通合理化計画策定協議会を開催し、本計画の変更等について協議する。